

2023年8月1日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

投資信託に関する郵便物不着時のお取引制限について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび北海道銀行では、投資信託のお取引においてお客さまにお送りした郵便物が住所不明等で返戻郵便となった場合、犯罪による収益移転防止に関する法律などを踏まえ、新住所への変更手続きが完了するまで投資信託のお取引を下記のとおり一部制限することとしました。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2023年10月2日（月）

2. 制限対象

営業店窓口やインターネットバンキングで行う以下のお取引を制限させていただきます。

(1) 投資信託の購入

※ 既にご契約頂いている積立投資信託（定時定額購入）の毎月の振替は対象外です。

(2) 投資信託の解約

(3) 積立投資信託（定時定額購入）の新規・変更・契約解除

3. ご留意事項

(1) 郵便物は、郵便の諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で返戻される可能性があります。当行にお届けいただいている住所に変更がないにも関わらず投資信託のお取引が制限されたお客さまは、大変お手数ですが投資信託のお取引店までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(2) 本件に伴い、「投資信託取引約款・規定集」を改訂いたします。詳細は、「『投資信託取引約款・規定集』の改訂について」をご確認願います。

以上

<本件についてのお問い合わせ先>
お近くの営業店窓口へお問い合わせください。

<https://www.hokkaidobank.co.jp/atm/>